令和８年（フ）第１２９号
鳥取県倉吉市西仲町2629番地
債務者　山田　友博
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５２９号
千葉県船橋市東船橋７丁目15番20号
債務者　柴原　　潤
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　健修
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６２０号
千葉県市原市辰巳台東１丁目７番地１　パーク辰巳台Ｇ４
債務者　鳥飼　　毅
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤なつき
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３号
宮崎県北諸県郡三股町花見原８番地２
債務者　藤後　千里
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第７１８号
大阪市鶴見区横堤３丁目10番20―203号
債務者　須原正広こと　李　　京鍾(旧姓岩本)
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉井　英昭
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４２７号
大阪府大東市三箇４丁目10番16号
債務者　林　愛澄香
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　一成
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７０１７号
東京都台東区蔵前２丁目８－１―403
債務者　角田　梨奈
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０１９号
東京都足立区東和４丁目25―４―306
債務者　水越　律子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０２２号
東京都世田谷区桜丘５丁目10―１―104
債務者　木種　恭代
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０２５号
東京都品川区平塚２丁目18―24―101
債務者　冨田　　愛（旧姓北口）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０２８号
東京都北区神谷３丁目35―22
債務者　星野　若子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０７８号
東京都江戸川区臨海町５丁目１－２―614
債務者　高橋　一彦
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０９２号
東京都大田区大森中１丁目14―８―403
債務者　村上　太紀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０９４号
東京都練馬区小竹町２丁目４－３―102
債務者　佐々木裕子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０９８号
東京都板橋区徳丸４丁目12―13―206
債務者　菊池紗央里（旧姓池田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１２１号
東京都墨田区横川５丁目９－３―803
債務者　井上　琉奈（旧姓佐藤・高松）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１２７号
東京都品川区平塚１丁目13―８―402
債務者　米山　博紀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部